

別紙

「国道 32 号外老朽管調査委託業務（R 8－1）」の調査基準価格の設定について

下記のとおり調査基準価格を設定する。

記

算定式

【測量業務】

$$\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 50/100$$

上記算定式により算出した額が予定価格の 10 分の 6 に満たない場合は、予定価格の 10 分の 6 の額とし、予定価格の 10 分の 8.2 を超える場合は、予定価格の 10 分の 8.2 の額とする。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約に関する要綱、要領、入札心得など」中、
「【建設工事に係る測量・コンサルタント等】高知市上下水道局建設工事に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領の制定について」を参照のこと。